



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新農政と空知稲作(1993年度秋季大会シンポジウム「新農政と北海道農業」)
Author(s)	吉田, 勉
Citation	北海道農業経済研究, 3(2), 12-20
Issue Date	1994-04-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62935
Type	journal article
File Information	KJ00009064897.pdf



[報 告]

新農政と空知稲作

吉 田 勉^{*}

ただ今紹介頂きました吉田です。10月頃でしたか、塩沢先生の方からお話がありまして、丁度忙しい盛りでしたから、簡単に返事をしてしまいましたことを、非常に反省をしております。テーマ自体が大きなテーマですし、全く私のような現場しか知らない人間が、このような場所で報告させて頂き、どうなることかと不安です。また、私が学生時代に教えて頂いた七戸先生が向かい側にいるということで、益々緊張してしまいます。本当に現場からのぼやきとして聞いて頂いて、この検討の話題提供にさせて頂きたいと思います。さらにレジュメにつきましても全く準備不足でございまして、わかりづらい内容かと思えますけれども、私より遙かにものをわかっておられる先生方でございますので、カバーをして頂きたいと思います。

今年は、先程塩沢先生のお話にもあったように、作況的にも47ということで、我々農家にとっては非常に不作な年でありました。さらに米の緊急輸入ですとか、いろいろな問題の中で農家自体本当に自分達のこの先がどう進んで行くのかということが、心配でならないというのが現状ではないかと考えております。さらに、新農政、または先程麻田さんの方から発表がありました道のビジョン等について、正直なところ現場では、まだ個々の農家が新農政とはいったい何ぞや、道のビジョンとは何ぞやということを理解する段階には当然至っ

ておりません。先程座長の方からお話がありましたけれども、私も農協ですとか農業委員会の方に顔を出しておりまして、昨年あたりから各種の経営集会で色々な方向性についての骨子の説明があるわけですが、ほとんど聞いておくだけのものでありまして、今後個々の農家の中にそういう問題が入ってくる段階になって、初めて地域の中で真剣に新農政とは何かということが検討されるようになってくるのではないかと考えております。農家の感覚からしますと、国とマスコミだけが今のところ走っているなという感じであります。特に北海道農業の目指す姿につきましても、まだ我々の方では資料もいただいておりますし、検討段階ということで、こちらの方については私自身として何も申し上げる段階にはございませんので、今回は国のいっている新農政が本当にやって行けるのかなということで話をさせて頂きたいと思います。

まず、私の認識として、新農政の狙いとしては、自給率の低下・農業人口の減少・耕作放棄地の増大・兼業化・高齢化等の現状を何とかしなければいけないということで、新しい農村社会を構築するための方策として色々なものが提案されたのではないかと考えております。そのために、平成2年およそ383万戸あった農家が10年後には250～300万戸まで減少するだろうという見通しを立て、

^{*}北竜町農業協同組合

この前提に立った農地の集積を図るための経営体をどのように作ってゆくかということが狙いではないかと考えております。そこでは、他産業並みの所得（700～800万円）のある経営体を35～40万戸、組織経営体を4～5万体制作りたい、稲作にあっては、組織経営体を2万体制、個別経営体を単作で5万戸、複合で10万戸作っていかうという計画でございます。これを国の数字で計算してゆきますと、およそ個別経営体が13%、組織経営体が24%、そしていわゆる土地持ち非農家のうちで個別経営体や組織経営体に土地を預けることになるであろうと予測される農家戸数を63%ととらえております。ということは、実際に日本で土地を耕している農家は10年後には40%未満になるだろうと予測したものと我々は数字の上からは受け取っていません。価格政策につきましては、国内市場の混乱を回避する為の機能を充実するために政策をとってきたということ、それからコスト削減を含め内外価格差等、需給事情を反映した設定管理をしているということ、更に、コストダウンが将来目指すべき経営体を作り上げていく間にタイムラグが生じないような政策を講じていきたいということが柱とされていますけれども、どうもその後ろには国際価格というものを常に意識した中で国内の価格を色々な形でコントロールしていきたいという意向があるように感じております。またそれ以外の政策についても、地域政策とか環境保全に関する政策、食品生産・消費者政策、さらには研究開発及び関連政策ということで、色々出されていますけれども、この点につきましては、省かせて頂きます。

今述べました私の新農政に対する認識の上に立ちまして、これからこのレジュメの5つの問題について述べていきます。1つ目に「個別経営体の生産コストを規模拡大で40%ないし50%引き下げる」という方法が出されていますけれども、これは本当に可能なのかなと疑問視しております。そ

れで私の町の北竜町の実態の中から感じるものを申し上げたいと思います。後からお渡ししたレジュメの「集団の設立の契機及び設立後の経緯」（表1）

表1 北竜町の営農集団

集団設立の契機及び設立後の経緯
昭和40年1次構の施行を契機にトラクター利用組合が設立され、以後、は場整備の実施と平行して、当時の部落単位に次々とトラクター利用組合が設立された。更に各トラクター利用組合において多様化する農業に対応する為、各種機械の導入が図られ、共同利用が益々高まってきたことから利用組合を発展的に改組し、昭和49年3月を期して全町を包含した営農集団となり20の営農集団が誕生した。同時に町内営農集団の密接な連携を図るとともに農業生産について集団の農業経営形態を確立し、農業の近代的発展を期することを目的とし、北竜町営農集団連絡協議会が発足し、現在に至っている。
集団の組織・運営状況
各集団は組織内にトラクター部、育苗組合、ライスセンター、作物別部会の班等を包含しており、各部あるいは全体での運営状況が適切に判断できるよう複式簿記による決算を行っており、構成員の経営感覚を育てるようにしている。また、営農集団は転作の配分、団地化調整、農地の移動調整等の機能を持ち、各集団の自主性が尊重できる体制となっている。
また、営農集団連絡協議会が招集する営農集団長会議は各集団の意見調整の場であり、さらにこの会議は北竜町農業振興協議会の機構に位置づけられており、農業振興協議会の審議事項が集団長会議を通じて速やかに各集団に伝達あるいは逆に集団の意向が協議会に反映される仕組みになっている。

という箇所です。私達の町は営農集団を中心に運営されております。横にあります組織図を見ていただいてもわかる通り、およそ20の集団と2つの法人がここ20年以上経営を行ってきております。営農集団は最初からあったわけではなく、第1次構造改善事業に伴ってトラクター等大型機械の導入がなされたのを契機に、各部落ごとにトラクターの利用組合が設立されました。加えて、工事が1次、2次と進んでいくにつれまして、順次ライスセンターですとか、育苗・防除等、そういった関係の共同体制が出来上がってきまして、49年になりましてそれらを一切含めた営農集団体制ということで実施に至りました。そして、営農集団連絡協議会というものを作りまして全体の集団を掌握し、町・関係団体との連携を図っていくという仕組みがこの図です（図1）。現状の組合員のそれぞれの加入状況も表2に出しておりますけれども、おおよそトラクターについては農家の78%が共同

飼料費、養畜費。51番～56番までを1つの直接的資材費とし、名称は不適當でありますけれども、こういった分け方をさせて頂きました。その次の共済掛け金を飛ばしまして、賃料料金と小農具等修理費を機械費、そして先程飛ばしました農業共済の掛け金と租税諸負担、支払い利息、その他経費、これらを併せまして諸経費とか固定費というふうに、4つに分けて考えております。およそ直接的な肥料費以下のものが28.8%、機械費がおおよそ23.5%、農業共済掛け金、支払い利息、その他の固定的経費が34.7%、雇用労賃が13%というふうになっております。ここで私が言いたいのは、組織が大きくなったり経営規模が大きくなってくると、固定的な経費、特に農業共済掛け金ですとか租税負担の中には、いわゆる土地改良費の利用料等が全部含まれている訳ですけど、これらはほとんど並行して大きくなってゆく数字です。さらに農地を取得しますと、元金は別にしましても、支払い利息というものもそれなりに増大してゆくわけです。そういった中で、北竜町の雇用労賃の捉え方なんですけれども、実際に雇った人間に払った給料ではなくて、青色申告をほとんどの農家がやっておりますので、青色申告上自分の女房であろうと専従者給料を払ってゆかなければならないということが計算上ありますので、ここに挙がってきている4億1,000万なのがしという数字はおおよそ専従者給料に見合う分でございます。これを家計費として考えてもほとんど同じことになると思います。そうなりますと、全体の経営費の中に占める固定的経費の割合というものが45%位になってしまいます。新農政では規模拡大によって40～50%のコストダウンを図るということを目指していますが、私の分析からいくと、そのコストダウンの可能な部分である直接費や機械費というのは僅か55%しかないということになります。55%の部分で全体の40～50%を下げる、北海道の見通しの中では20%程度になると言われておりま

すけれども、その20%ですら下げる要素は果たしてあるのかなというのが疑問としてあります。本当にコストを下げる結果になるのかなという問題です。

それともう1つは、農家自体の意欲の問題です。現在、北空知では、かなり農地の売り手希望の方が多くなってきておりまして、町村によっては何10町も、件数にして何10件も売れ残り、表には出ておりませんが、さばききれずに保有されているものがあります。これは農地の集積が順調に進んでいないということで、規模拡大しても果たしてコストダウンにつながるのか、所得の増大につながるのかという投資意欲の問題に関わっています。私の町にはメロンがありますので、水田1haを増やすのであればハウス1棟のメロンを増やせばおおよそ見合った所得が得られます。新たな投資で1haの土地を買うよりもハウス1棟建てる方が経営的なリスクは非常に少ないわけですから、中堅層である40～50歳位になってくると、むしろ土地を増やすよりもメロンの方で収益の増大を図った方が良いのではないかという問題も出てきます。過去の経緯として、生産コストが下がってゆけば、特に米等の政府管掌のものについてはほとんどそうですけれども、努力して下げた生産コストの分だけ価格が下げられている中で、新たなコストダウンへの努力の際に、やはり二の足、三の足を踏んでしまうのではないかと思います。私自身、規模拡大しただけで本当にコストが下がるのかという疑問と同時に、本当にコストを下げるために新農政の目指すような規模の拡大の方に進んでいるのか疑問です。

次に「組織経営体は本当に出来るのか」という問題へ行きたいと思います。組織経営体のとらえ方についてですが、新農政の資料（新聞を通してしか我々には入ってきませんけれど）を読んでいると、明確でない部分があります。本当に法人というものをとらえているのかという疑問が生じて

まいります。計算上でゆきますと、4万ないし5万の組織体で1組織体当り14～15名ということになります。それが法人といわれるべきなのか、もっと手前の利用組合や営農集団等をいつているのか、国のいつていることがちょっとわからないわけがありますけれども、一応法人としてとらえて話をしたいと思っています。本当に作れるのかという1つの理由として、農業の経営者が高齢化してきているということがいわれております。北空知管内でも40～49歳の経営者が28%、50歳以上が58%を占めている中で、本当に30年近く個別経営で進んできた人が後の10年間で法人経営として取り組んでゆく気持ちになるのか、そして高齢化が進んできた地域の中では、将来中核となってくる後継者が非常に少ないものですから、例えば20戸の集落があっても、その大半が高齢者であるために、昔でしたら何人か集まって共同経営をやろうという話になろうかと思えますけれども、現状では集落に1人か2人しか中核となる後継者はおりません。集落をまたいでの法人というのは非常に難しいということを考えると、そういった面で経営者の年齢が高齢化しているということと、若年経営者の数が非常に少ないということで、物理的に地域に法人を作れるのかなという疑問があります。もう1つは、人間関係の問題だと思います。これは株式会社などのような上下関係とは非常に違ひまして、本当に労働の権利での人間関係をつくっていかなければならないわけです。私の町でも一時、4つの法人が成立しました。現在2つの法人は新農政が目指すような、かなり高い所得をあげながら経営を続けているわけですが、解散した2つの法人につきましては最終的には人間関係が原因であったと思われます。特にさきほど女性の立場というものがありませんでしたが、構成員の女性間の意見の分かれがその法人の解散につながったのだと思われます。

それから、今回の提案の中では経済的なメリッ

トがはっきりつかめないということが挙げられます。農地の集積を図る母体としての組織化という中で、組織することでこういうメリットがあるということが明確に出てきていないということです。それから法人を組織するというに当たっては、それなりの根拠になるものがなければなかなかまとめきれないと思います。例えば、1次構、2次構のような大きな補助金を伴った事業があるとか、その地域が極端に労働力不足で個人経営が成り立たなくなるとか、またはその地域が別の条件で場合によっては地域まるごと営農しなければいけないような状態で、なんとか生き残るために共同の力を使おうとするとか、それから共同でやれば特に収益のある作物とか作付体系ができるので、法人化した場合に有利である、そういったような条件があれば法人が成立できると思うのですが今回の場合は際出たそういうきっかけになるようなものが提案されていないのではないかと疑問もあります。また、経営が数年前、数10年前のような投資があまり大きくない段階では良かったんですが、今日個々の経営は規模もかなり大きくなって投資も大きくなってきています。それを振り切って新たに法人からはじめるということが非常に難しくなっていると思います。更には地域社会との関係ということで、地域全体は法人の設立には問題がないわけですが、畦道や水路でつながっている人間関係の中で、10数戸ある集落の中から2戸、3戸の農家が抜けて法人をつくるのが可能なかどうかということが考えられます。もう1つは、その地域に既に利用組合ですとか営農集団が設けられている場合それらのものから完全に抜けて別の組織体をつくるということになりますと、その地域全体の存続の問題につながってくると思います。現に私の町でも2つの集団はその時点としては立派にやっています。その法人は30戸程の集落に6戸と7戸の2つ出来たんですが、20数年を経過してその法人が将来のために

沢の中から平地の方に移動しました。そうするとそこに人口の減少と指導者の減少という問題が起こっていると考えられます。いわゆる法人をつくらうという人達ですから、その地域の指導者的立場にあった人がごそっと抜けてしまうということになるとその地域が再生する力を失ってしまうとか、まあ、地域が無くなるわけではありませんがパニック状態が起きます。ある地域集団・部落としての機能自体も20数年経過した今、ようやく若い後継者も出てきましたけれども、ほんとうに中心になるような人間がいなくて地域自体が大変なことになってきています。そういった中で、新農政にあるような法人が簡単に出来るのかといったような疑問も感じます。農政の方では組織法人、出資形態が中心となって、周辺のいわゆる土地持ち農家、高齢農家の農地を集めて地域全体をうまくまとめていくといったような対応をしておりますが、本来この組織的経営というものは、企業の経営・企業的感觉で進めていくことが一方での目的とされています。そういった中で従来からの農村社会特有の社会奉仕的なボランティア的な機能を一方では期待している。これは新農政の提案の中にも大きな矛盾があるのではないかと思います。現在国内では合名・合資・有限を含めまして平成3年現在で3,748の法人があるように聞いておりますが、それぞれの地域・町村には正確な数字は分かりませんがこれの何倍もの利用組合ですとか営農集団があると思います。そういった中でこの利用組合や営農集団を取り込んだ、もっと発展させた段階での組織形態、新たな意味での法人をつくっていくような、既存の法人であるとか、合名・合資ではなくて新たな個別経営体だとかそういったものを存続させながら法人としての加工や販売のメリットを持たせたような法人組織を育てるといったことを新農政の中で前向きに検討しなければならないと思います。

次に新規就農の問題点をあげますと、新農政の

中は推進と支援措置ということで、OJT、日常業務を通じた実施訓練を含む研修教育、低利融資、情報ネットワーク化による相談斡旋等、これしか書かれていません。農村の担い手等に対して国として助成をしながら対応するという答弁にしては少し寂しいという感じがするわけですが、現在既に地域では国の方針とは関わらず進んでいまして、わが町にも本年3名の方が新規就農の実習に入りました。それで資料（本稿では省略）の方には新規就農に対する条例ですとか助成の規定が書かれているわけですが、それ以外にも希望がどんどん来まして、この11月に入ってから1人入ることが決まりましたし、さらにあと2名入りたいという方が控えているというような状態です。私自身も今年、札幌の書店におられた方で44歳の方です。が実習に入りたいということで相談がありまして受けました。一応4～10月いっぱいまでということだったので先日終わりましたが、実習に来られた方をいろいろ見て私が感じました問題が何点かありましたので、これらの点がどのように検討されているのかということで申し上げてみたいと思います。1つは就農するにあたっての目的や動機がいろいろであるといったことが挙げられます。その内訳ですが私なりに考えますと1つは食品の安全性ですとか環境問題から自然いっぱいの農村で生活したいということで新規就農を希望しておられる方がいらっしゃる。それから自然相手の大型農業経営を純粋にやってみたいという、20ha・30haの経営をやってみたいということで本当に経営規模を拡張したいという新規就農者、更には管理社会に疲れた脱サラの新規就農者、こういう3つのタイプがあるように感じられました。また、就農するそれぞれの方の資金の状況も様々です。私は農業委員をやっておりますので、町が受け付けたものについてはその方の資金状況が全部判るのですが、1つは研修期間、研修は1年なり2年なりするわけですが、その間の生活資金はもとよ

り、営農貸付にあたっては基本的に借金をしてはダメだというような方達、それから研修期間は資金があるけれども営農資金はほとんど持っていない方々、もっとひどいのになりますと研修期間も助成金を当てにしながらやっている方もいます。それで今条例で道の方から5万円の助成が出ております。それに町が5万円を助成しております。研修期間中その受入先がさらに5万円渡しているということで実習期間中はおよそ15万円の手当があたるようになっております。これがあれば何とか生活はしていけると思いますが、そういう3つのタイプがあるということです。それから言葉の表現がちょっと適当なものが見つからないのですが、人間的資質というものがあると思います。体力とか性格とか気力といったようなことです。現在の機械化された農業に対応できる能力、知識がある方や、機械は苦手である方、自分で仕事の手順を組み立てることができる方や、仕事が手早い方、ずっと1人で仕事を続けられる方とそうでない方などいろいろなタイプの方がおります。指示されて仕事をしてきたという習慣の中で自分できちっとやるのが非常に難しいという条件を持った人もおります。そうしたことを道および斡旋の段階ではなかなかつかみきれていないのではないかと考えております。したがって新規就農者の計画の作成ではまず第1段階として相談・斡旋の窓口の段階でより細かい調査をかなり徹底しておこない、そしてそれぞれの受け入れ先、受け入れ町村の条件をもっと高めていかなければならないと思います。現状の斡旋の中ではほとんど問題になっていないようですが、実際には農協を経由して町に申請するという形になっています。農協を経由して町に申請するということは、町は農協が組合員として認めたか認めていないかということを確認するということです。そして組合員になるためには保証人が必要です。単純な組合員ならいいのですが当然営農のための組合員勘定制度を開設し

なければなりませんし、それには保証人が必要です。更には農地を取得するにあたっては5年間は担い手資金ですとか色々な公社借り上げの資金を使って国なり公社なりに購入してもらうことが出来るのですけれど、そのあと取得資金等を使う場合も当然保証人がいなければ利用できません。そうした環境のなかで、昨日まで見ず知らずだった人に多額の保証が出来るのかどうか。土地代については土地が残るのでいいのですが、組合員勘定制度というのは例えば年間売り上げ1,500万円をその人が目指していた場合に、経費率50%、今の農家で50%というのはありませんが仮りに50%としても750万円単年度借り入れをするわけです。そして販売が1,500万円売れたときに初めて750万円が戻されるわけです。実習1年・2年という人に対して私達がそのような貸し方をする場合にその保証が出来るかどうかということの問題があります。そういったことでこれらの問題には経営が安定したとみられる5年ないし10年間、保証するシステムなり機関なりが出来なければならないと思います。やはり行政が、まあ当然農協も関係してもよいと思いますが、道なり国なりがそういう機関なり、システムなり、保証をつくっていかなければならないと思います。それからもう1つは実習生を受け入れる側にも問題があるんですけれども、将来何を作りたいかということがなかなか決まらない。おおよそ畑をやりたいとか、牛をやりたいとか園芸をやりたいとかいろいろあるわけなんですけれども、それらをきちっといわなければ1年や2年の短期間の実習では非常に受け入れる側も実習に入る側も成果が上がらないんじゃないかと思います。それと実際に就農した場合、後継者と違いまして、親が横にいて5年なり10年、文句を言いながら喧嘩をしながら教えていくのと違いまして、まるっきり経営体が別になってしまうんですね。そうなった場合それをきちっと指導していく体制、それが本当に出来ているかという

問題があります。おおよそ受け入れた農協のサービスですとか普及員のサービスですとかに頼っている部分が非常に大きいのが現実です。これを3年なり5年なりきちっと経営が成り立つまで場合によっては畑に行き一緒に蒔き付けなどをやらなければならないこともあると思います。そういったものに対する方向性というものが現段階ではただ新規就農を入れるといった言葉の中だけで終わっているのではないかと思います。以上、新規就農についても様々な問題点を克服しなければなりませんし、単に農業に対する情熱だけではなかなか新しい農業に取り組むことは難しいと思いますので、その辺のことについても事前の話し合いがしっかりされなければいけないと思います。

次の担い手育成の問題についてですが、時間がありませんので簡単に申し上げますと、従来までは後継者というのはその経営体の後継者であるという考え方であったわけですが、今日後継者がこれだけ不足している状況にありましては、個々の農家の後継者ではなく、それぞれの地域なり町村なりの担い手となります。例えば何々集団の後継者なんです、どこどこの町の後継者なんですという、強いては日本の農業を守るための後継者という位置づけをしなければならないと思います。私どもの後継者育成のための条例もレジュメの中に入れてありますけれども、基本的な考え方は基金についてです。一応町が約50%を負担し、残りの部分を農協と組合員・農家が直接基金を創っていくという方針です。考え方の基本は北竜町の後継者をつくるということです。そのような基本にたって私どもの町は今取り組み始めました。そういった中で日本の農業を考えた時に、やはり農村側・日本の農業を大切にするという担い手も必要でありますけれども、それを理解するいわゆる日本の農業を守ろうという担い手を消費者側につくっていかなければならないと思います。そのためにはやはり教育の段階での交流などがたいへん重要

になってくると思います。それで、今後10年後にこの新政策が成功するかどうかは別としまして、農村地域自体はおおむねこの方向に沿った中で現在ゆっくりですけれども歩み出しております。

また、私としては新農政を成功させるためにもっと思い切った政策をして欲しいと考えています。政策の中で採り上げて欲しいものを挙げてみますと、現段階で新農政では生産者価格を問題にしていろいろな価格を下げるための取り組みをしておりますが、国際比較されてくる価格というのはほとんどが消費者価格であるわけです。それで例えば私はもち米をつくっておりますけれども、国内のAランクのもち米の生産者売渡価格が25,600円ぐらいです。そして我々道央はDランクですので22,000円ぐらいです。例えば国内消費者がもち米を買おうと思ったときに安いところで800円、60kgの歩留まりは58kgぐらいですから1,000円以下としますと平均25,000円で生産者が売っていたもち米が、消費者に渡る時には58,000円になっているということになります。流通経費が余りにも大きいということになります。北竜特産のメロンにつきましてもおよそ6個入り秀品の一番品質の良いので3,000円ですけれども、消費者に渡る時には名古屋・大阪あたりにいきますと6,000～8,000円になっています。そうなりますとやはり思い切った流通段階での改革を新農政の中で打ち出して欲しいと考えております。米などに関しては、将来国境措置というものをきちっとすることが前提でありますけれども、国内流通に一定の割合、例えば政府米については30%とし、それ以外の米については農家の自由に販売をさせるというような体制を打ち出して大幅なコストダウンをさせるというような提案があっても良かったのではないかと考えます。長期的な方針を示して、10年刻みではなくもっと長期的なものを示して欲しい。これは後継者の育成ですとか、新たに農業に就こうとするものが、例えば会社に勤める

のにこの会社の10年先しかわからないというよう
な会社に勤めるわけがないのです。やはりこの会
社が将来どうなるかということになりますと、政
策の中でも30年あるいは50年の展望が欲しいと思
いますし、加えて土地の集積を図るための賃貸借
その他が出てくると思います。土地改良という問
題については5年や10年で出来るものではありませんし、やはり20年ないしは30年の見通しがなけ
れば土地の貸し借りも出来るものではありません。
政策もそれについていなければならないのでは
と考えます。また、生産資材の価格の規制や助成
をやって欲しいということがあります。資産資材
の流通の改革も提案して欲しい。農機具等は電気
製品等と違って需要が限定されていますので、価
格の中における開発費が非常に大きい。農家が機
械を買うときに助成金を出すのではなくて、逆に
その開発をした業者に対して助成をしてその中で
価格を下げて農家に渡す、こういったようなこと
をやって欲しいと考えています。また農業生産物
の国際比較はされますが、生産資材の国際比較は
全くされていないわけです。同じ生産資材で同じ
メーカーでも日本とニュージーランドでは約5～
6倍差があります。大型コンバインその他につき
ましても3倍ぐらいの価格差がある。こういった
価格の改革を進めて欲しいと思います。

最後に、農業や農村が健全であって初めて安全
な食糧を安く安定的に国民に供給するという役割
を果たすことが出来るのであって、逆に安全な食
糧や安い食糧を供給するために農業をどうするか
というふうに考えたのでは、似ているようで方向
は逆になってくると思います。そういった意味か
ら農業基本法下で我々もずっと農業を進めてきま
したが、どうもその設立の裏には別の目的もあっ
たように感じられます。そういった中でこの進歩
があのような形の中で進むのではなくて真に農村
と農業の発展のために方向を見失わないで進めば、
我々農民も将来の方向としての政策すべてを否定

しているわけではありませんし、むしろ積極的に
取り組むことになるのではないかと思います。以
上で報告を終わります。

(平成5年11月19日受理)